

東京都立北特別支援学校管理運営規程

令和 7 年 4 月 1 日

校 長 決 定

第 1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立北特別支援学校（以下「本校」という。）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第 2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第 3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第 4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第 5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督する。

第 6 指導教諭

指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第 7 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第8 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第9 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。（ただし、特別の事情のあるときは、その一部を置かないことができる。）

1 分掌部

教務部、研究・研修部、生活指導部、保健・給食部、情報化推進部、支援部を置く。

なお、各部の分掌内容については、別表1のとおりとする。

2 学部

肢体不自由教育部門として、小学部、中学部、高等部、自立活動部、訪問部を置く。病弱教育部門として、東大こだま分教室及び訪問部を置く。

3 教科・領域等

国語、社会、算数・数学、理科、音楽、美術、技術、家庭、情報、保健・体育、外国語、自立活動、生活単元学習を置く。

4 企画調整会議

企画調整会議を置く。

5 職員会議

職員会議を置く。

6 教科会

教科主任を置く教科に教科会を置く。

7 委員会

学校危機管理委員会、業者選定委員会、ホームページ管理委員会、汚職防止委員会、学校

保健委員会、食育推進委員会、給食運営委員会、安全衛生委員会、教科書選定委員会、文化

祭実行委員会、医療的ケア安全委員会、都立学校開放事業運営委員会、給食調理業務連絡会、

交流教育連絡会、省エネ委員会、成績一覧表作成委員会、学校いじめ対策委員会、体罰防止

委員会、セクハラ相談委員会、アレルギー対策委員会、を置く。なお、各委員会の分掌内容

については、別表2のとおりとする。

8 学校運営連絡協議会

学校運営連絡協議会を置く。

9 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。

10 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員を委嘱された者が行う。

11 その他

校長が必要と認めたときには、その他の分掌組織を置くことができる。

第10 経営企画室組織

経営企画室の事務は、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第11 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の調整、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的に学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、教務主任、生活指導部主任、保健・給食部主任、小学部主任、中学部主任、高等部主任、在宅訪問部主任、病弱教育部門主任、とする。（なお、校長が必要とする場合には、職員の出席を求め、意見を聞く。）

3 開催

定例会は、原則として毎週1回開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 その他

必要な事項は、校長が定める。

第12 職員会議

1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

(1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。

(2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員の意見を聞くこと。

(3) 校長が所属職員等の相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

3 開催

定例会は、原則として月1回開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 司会

校長が選任する。

6 記 録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

7 運 営

- (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。
- (2) 校長の意志決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意向を聞くことはあるが、校長の意志決定を拘束するものではない。

第13 教科会

1 目的

教科主任が中心となって、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整並びに教科指導に関する人材育成を円滑に進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科会を設置する。

2 所掌事項

- (1) 教科別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること。
- (2) 「年間授業計画」に関すること。
- (3) 各教員が作成する「週ごとの指導計画」の点検に関すること。
- (4) 授業の進度や指導内容の確認に関すること。
- (5) 定期考査及び学習評価に関すること。
- (6) 教科書選定に関すること。
- (7) 教務部との連絡・調整に関すること。
- (8) 組織的な教科指導において、校長が特に必要と認めること。
- (9) 教科指導力の向上に必要なO J Tに関すること。

3 構成員

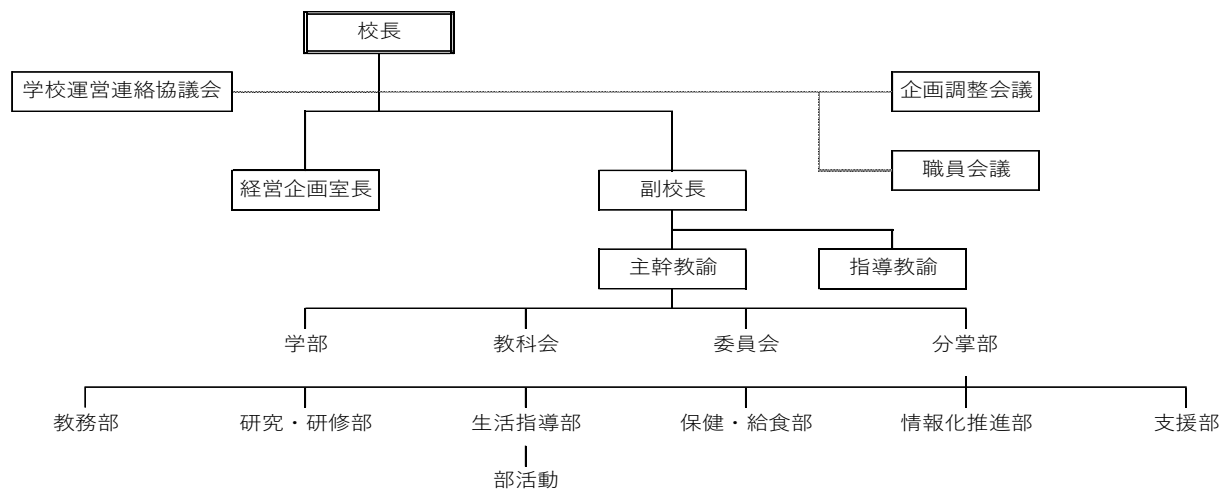
同一教科の全ての常勤の教員とする。

第14 学校運営連絡協議会

学校運営連絡協議会を設置する。また、その中に、評価委員会を設ける。
なお、学校運営連絡協議会設置要綱を定め、運営するものとする。

第15 校務分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



第 16 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは校長が定める。

第 17 予算

校内予算の編成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第 18 校内規程

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第 19 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附則 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

分 掌 部	分 掌 内 容
教 務 部	教育課程管理、年間・月別行事、儀式的行事、学籍管理、指導要録、出席簿、成績管理、教科書、学校要覧、学校だより
研究・研修部	校内研究推進、全校研究会、全校研修企画・整理、研修図書、年次研修、OJT 推進

生 活 指 導 部	安全教育、学校環境の安全管理、事故防止、防災・防犯対策、いじめ防止 スクールバス運行、医療的ケア専用通学車両運行、児童・生徒会、部活動
保健・給食部	身体測定・健康診断、緊急時対応・訓練、医療的ケア整備、アレルギー対応 給食業務、摂食指導
情報化推進部	教職員個人端末・周辺機器整備、児童・生徒用 ICT 機器保守・管理、ICT 教育推進、視 聴覚機器管理、ホームページ管理
支 援 部	教育相談、就学相談、外部支援、特別支援教育理解啓発推進、学校情報発信、副籍交 流、学校間交流、地域活動、ボランティア講座、本人講座
進路指導部	進路調査、現場実習等の指導、情報提供、校内支援、進路後援会、進学指導、地域活 動、余暇活動、たんぽぽ北

別表 2

委 員 会	分 掌 内 容
学校危機管理委員会	災害発生時における緊急対応の企画・立案、シミュレーション等に関する事項
防災教育推進委員会	防災教育に関する事項
ホームページ管理運営委員会	ホームページの管理・運営
汚職等防止委員会	汚職防止に関する事項
学校保健委員会	児童・生徒の健康保持・増進・安全確保に係わる事業の実施等
食育推進委員会	食育の推進に関する事項
給食運営委員会	安全安心な給食の提供に関する事項
安全衛生委員会	教職員の健康の保持・増進、公務災害の予防に関する事項等
教科書選定委員会	教科書選定に関する事項
文化祭実行委員会	文化祭の計画、全校調整、実施、評価に関わる事項
医療的ケア安全委員会	医療的ケア実施要項の改善と要項に基づく研修及び実施に関わる事項等
都立学校開放事業運営委員会	学校開放事業に関する事項
給食調理業務連絡会	学校給食に関する事項
省エネ委員会	光熱水費等の効果的使用に関する事項
成績一覧表作成委員会	成績一覧表作成に関する事項
学校いじめ対策委員会	いじめ対策に関する事項

体罰防止委員会	体罰防止に関する事項
セクハラ相談委員会	セクハラ対策に関する事項
アレルギー対策委員会	食物アレルギーと喘息の児童・生徒についての管理
交流教育連絡会	交流教育に関わる事項